

令和6年度山形県環境審議会第1回野生生物・自然環境部会 議事録

1 日時 令和6年8月26日（月） 13時30分～15時30分

2 場所 山形県庁1002会議室（対面）

3 出席者等（敬称略）

（1）出席委員及び特別委員

委員：横山潤、江成はるか、大西尚樹、佐藤景一郎、鳥羽妙、野堀嘉裕、渡辺理絵

特別委員：東北農政局農村振興部長 荻野憲一【代理：農村環境課長 無量林英行】

東北森林管理局長 大政康史【代理：山形森林管理署長 添谷稔】

東北経済産業局長 佐竹佳典【代理：環境・資源循環経済課長 谷尻智恵子】

東北地方整備局長 西村拓【代理：環境調整官 樋川満】

（2）事務局

山形県環境エネルギー部

みどり自然課長	石山 栄一
課長補佐（野生生物対策担当）	佐藤 実
野生生物対策主査	中村 竜平
野生生物対策主査	佐藤 瑞穂
主査	有川 玄基
主事	高谷圭一朗
主事	丹 亜由奈

4 議 事

（1）開 会

（2）課長挨拶

石山みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

（3）部会の成立

委員総数13名のうち11名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

（4）議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に江成委員と渡辺委員が指名された。

（5）審議事項

横山部会長： 本日の議題について、山形県知事から資料1のとおり8月20日付けで山形県環境審議会に意見を求める諮問があったので、本日当部会で審議する。

審議事項1 愛宕山狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について（資料2）

（事務局より説明）

横山部会長： 御質問等ございませんか。

江成委員： 8ページの（注）1に関して、鳥獣保護区管理調査はいつ実施しているのか。

事務局： 毎年実施している。

江成委員： 捕獲数が増加し、種の数が徐々に減った場合には再び捕獲を禁止することも可能か。

事務局： そのような対応ができるように、毎年調査を実施している。

野堀委員： 5ページの指定目的について、区域北東部の高瀬・山寺等、当該区域に接続している区域の指定状況はどうか。指定のない区域に野生鳥獣が移動するのではないか。

事務局： 現在は周辺に接続する鳥獣保護区はないため、逆に鳥獣保護区に集まってきている可能性がある。

大西委員： 8ページの調査結果にはニホンジカについて記載がないが、昨年度のものか。5ページの記載と整合が取れていない。調査では確認できなかったが、区域の周辺では生息が確認されているなど、ニホンジカの生息に触れておくべき。

事務局： 書き方を含めて検討する。

江成委員： 5ページの管理方針のイで「鳥獣の安定的な政策に支障が及ぶことのないよう留意する」とあるが、具体的にどういう趣旨か。

事務局： 有害捕獲は行うが、種が絶滅することのないように、個体数管理も行う。

江成委員： 愛宕山は市街地に接しているが、狩猟を行って良いのか。

事務局： 愛宕山の一部は特定猟具禁止指定区域になっており、市街地に近い地域の安全確保は実施されている。

江成委員： 狩猟はいいが、銃猟はだめということか。

事務局： 銃猟が禁止されている区域での狩猟はそのとおり。

佐藤委員： 5ページの現場巡視とはどのように行われているのか。

事務局： 鳥獣保護管理委員が定期的に見回りを行っている。

渡辺委員： 愛宕山における農林業被害はどのようなものがあるのか

事務局： イノシシによる畑の掘り返し等である。

横山部会長： その他いかがでしょうか。

特に御質問がないようでしたら、諮問がありました愛宕特別保護地区の指定（再指定）については、多少の文言修正を行い、答申ということでよろしいか。

各委員： 異議なし。

横山部会長： それではそのようにさせていただきたいと思う。

審議事項2 小国特別保護地区の指定（再指定）について（資料2）

（事務局より説明）

横山部会長： 御質問等ございませんか。

江成委員： 鳥獣保護管理員による調査はどのように実施されているのか。

事務局： 目視による定期的な見回りである。

江成委員： 私も数年前に当該地域にカメラを設置していた時期があった。その際は、ニホンジカやイノシシが映っていたため、鳥獣保護管理員による見回りでは調査が不十分ではないか。鳥獣保護区の設定意義を明確にするには、カメラを設置し、生息鳥獣も正確に把握すべき。

- 大西委員： 14 ページ、19 ページのスケールが消えている。サイズ感が分かりづらいが、92 班は縦横どれぐらいの大きさか。
- 事務局： 縮尺が 25,000 分の 1 のため、横が 500 メートル、縦が 1,000～1,500 メートルである。
- 大西委員： クマが増えすぎており、クマもイノシシもニホンジカも保護対象でない中、まだ鳥獣保護区として保護する必要があるのか。
- 横山部会長： この段階で方針を変えるのは時間的に困難な状況である。
- 大西委員： 確かに。ただ、10 年後は確実に解除すべきだと思う。
- 事務局： 今の話は次の議題にも重なる部分がある。
- 横山部会長： 了解した。
それでは次の議題について事務局より説明をお願いします。

審議事項 3 小国狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について（資料 2）

（事務局より説明）

- 江成委員： 15 ページの 2（1）の二つ目の段落について、「このことから」ではなく、「一方で」等、逆説的な表現に修正すべき。また、文章を 3 つに区切り、「以上のことから」と追記し、文章をまとめること。
- 15 ページ 4（1）の植物相の概要について、重要なことなので天然林か人工林か記載してほしい。
- 21 ページの「生息数の変化に違いが見られるのかを注視する」とあるが、10 年後の変更を考えると定量的な調査をすべきである。しかし、現在の調査方法は歩きながら目視確認するため、定量的な調査手法となっていない。別途調査方法を検討する必要がある。
- 最後に、21 ページの図の①の右側について、②と③の境界線が分かりづらいので修正してほしい。
- 横山部会長： 10 年後に判断するための調査をどうするか。
- 事務局： 現時点では回答できない。課内で検討する。
- 江成委員： 調査方法が明確にならなければ、原案の良し悪しは判断できない。調査方法はこの場で判断してほしい。
- 事務局： 来年度から全般的なモニタリング手法を変えようと検討している。3 地域について、重点的にモニタリングを実施したいと思う。
- 大西委員： 広い山形県において、この区域だけにモニタリングするのではなく、県全域獣種横断のモニタリングを行い、この地域に落とし込んでどうか。
- 事務局： 1 つの獣種に対して調査をするのは限界で、獣種横断的な手法を検討している。ただ、ヤマドリ等になると、カメラに映らない等問題が出てくる。
- 大西委員： 審議事項について、指定満了を迎え、解除になる部分について議論は必要ないのか。
- 横山部会長： この度の審議事項 3 を了承するという事は、指定満了を迎え解除する部分についても了承することと同義になる。
- 江成委員： 小国町の一番の市街地は鳥獣保護区の西側にあたるが、北と南で分けたのはなぜ

か。西と東で分けることも考えられたのではないか。

事務局： 南側がなだらかな斜面になっており、初心者ハンターの良い猟場となっていた。そのため、この場を利用してハンターが育てばとの小国町の思いもあった。

鳥羽委員： 鳥獣保護区の北西側が国定公園になっているが、狩猟のしやすさととの伝聞だけでなく、天然林か人工林かが分かる衛生資料をつける等、視覚的にも分かりやすい資料を作るべき。

また、鳥類はカメラに映るため、調査においてカメラの活用は有効と思われる。

大西委員： 特別保護地区として残すべきは北西の国定公園部分ではないか。そこを残せば、南側から徐々に鳥獣保護区の解除ができ、収まりがいい。

事務局： 衛星写真で見ても、特別保護地区のみ広葉樹林が残っていて、地域の考えとしてこのまま残したいとの思いもあった。

横山部会長： 様々な議論を行い、別な場所を特別保護地区にしようと話をしても、動き出す時間が遅すぎる。審議するタイミングを早めないと単純に県の計画を迫認するだけになってしまう。我々の専門的な知見を踏まえて議論すべき。

事務局： 法的な部分も含め、指定解除の1年前に審議を行うことも含めて検討していく。

横山部会長： 今後の変更予定一覧があれば、審議のスケジュールも見通しがつくだろう。

大西委員： 近視眼的にならず、全体的な話をすることが必要。

事務局： 承知した。山形県第13次計画には全体の更新スケジュールもあるので、全体を議論する機会を検討していく。

横山部会長： その他いかがでしょうか。

特に御質問がないようでしたら、諮問がありました小国町特別保護地区の指定（再指定）及び小国狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定については、多少の文言修正を行い、答申ということによろしいか。

各委員： 異議なし。

横山部会長： それではそのようにさせていただきたいと思う。

審議事項4 第2期山形県ニホンジカ管理計画の策定方針案について（資料3）

（事務局より説明）

大西委員： 5ページの計画策定の目的の見直しについて、「個体数の管理ではなく、被害の抑制に軸足を置く」ということは率直に言ってやめた方がいい。個体数抑制はコストはかかるが、徹底すべき。

被害の抑制とは人里にニホンジカが出てこないようにすること。しかし、それは山中でニホンジカが増えることを認めることになる。何年後になるか分からないが、山中においてニホンジカの増加が続けば、集落をフェンスで囲っても突破されてしまう。

そもそも、低密度で抑えれば農林業被害や人身被害も少なく、この先命を奪うニホンジカの数も減らせる。5年後は問題が表面化しないかもしれないが、10年～20年後は大変なことになる。

事務局： 効果の出る個体数管理を行うには多額のコストがかかる。

大西委員： 試算はしたのか。資料でも目撃件数は増えていても、農林業被害は大きく増えていない。おそらく、5～10年後に顕在化してくるため、今の状況ではイメージができない。ニホンジカによる被害が深刻な他県の状況をトレースするといいい。私は数年前に岩手県のイノシシによる農作物被害が2億円になると試算した。去年の被害額が約5,000万円で、関係者にはもっと被害が大きくなると忠告した。

10年、20年先を見たときにかかるコストの総額は、今対策を行う方が確実に低い。現在少ない動物にお金をかけることが、県民からの理解を得づらいのは分かるが、個体数管理にコストをかけるべきだと思う。

事務局： 捕獲を行わないということではない。

大西委員： 第1目標として、個体数管理ではなく、被害の抑制に軸足を置くということは次計画の5年間は被害が上がってこない。

なぜなら、今後5年間は山の中で増加する時間となり、被害が顕在化しないから。管理計画の第3期になったときに被害が顕在化してくる。その時に個体数管理を始めても手遅れになる。

西日本のイノシシやニホンジカの被害状況も見てきたが、東北地方は被害が少なく、油断している。四国や九州等を視察してくるといい。集落全体を大規模柵で囲っていて、人間がフェンスの中で生活しているような状態だ。

事務局： 時期が来れば被害抑制に軸足を置くことも考えられるのか。

大西委員： それしかできないということは考えられる。ただし、結局は個体数。中山間地域でもマンパワーが確実に下がっていく中で、いくらフェンスを設置しようが、フェンスを維持するマンパワーが足りなくなることは目に見えている。

事務局： 今後、次回の部会で素案を示すことになるので、検討させていただく。

横山部会長： 前段として、特定鳥獣保護管理検討委員会で一度議論していますよね。その時の議論について教えてほしい。

事務局： 事前に検討委員会で議論しています。目的については、検討委員会から選抜された専門部会にて定めた。

横山部会長： 初手を間違えると取り返しのつかないことになる。素案については慎重に作成してほしい。

江成委員： 県事業の一部を受託していますが、ニホンジカの出没については、スポット的に出てくるところと、そうではないところがきれいに分かれている。ニホンジカが増えるときは、スポット的に増加し散らばっていく。

私が県に提出した報告書では米沢市の南西部は注意が必要と記載している。アンケートによる回答では農作物被害はないとのことだったが、森林の生態系に関しては被害が出ているが、それは、自分には関係がないから被害と思われていないだけ。被害の出ている地域を集中的に捕獲圧を高める等色分けすれば、コストを抑えながら被害状況の把握もできると思う。

ただ、6ページに記載する地域単位では単位が大きすぎて情報収集にもコストがかかりすぎるため、細分化すべき。

また、くくりわなの使用について、「ニホンジカが他の獣種よりも密度が高まった場合」としているが、それでは対応が遅すぎる。

事務局： 個体数管理ではなく、被害対策としてリスクの高い地域の捕獲を実施する。

大西委員： 被害が可視化されてからでは遅い。例えば、ニホンジカの目撃が確認されれば、個体を捕殺しに行くなど、メリハリをつけて狙いに行く。

全県的に低密度であってもニホンジカにとって良いスポットはある。そのスポットで密度が高まると散らばっていく。ただし、満遍なく散るわけではなく、近くの良いスポットを探して移動する。この流れでニホンジカにとっての一等地がなくなり、二等地、三等地と密度が高まり、やがて県内全域に広がっていく。今は一等地にしか生息していない状況と思われるので、情報があればそこを潰していくことが必要。

江成委員： 被害という言葉が全てを邪魔している。ニホンジカはいきなり農地に現れて農作物被害を出すわけではない。最初は林内で下草を食べるわけだが、それは誰にとつての被害ではないため、被害として出てこない。被害が出てこないうちに対処すべきと伝えたい。被害が出る前にシカの生息地を把握することを加えれば良いのではと思う。

大西委員： 何とかメッシュというのは主に4種類あって、生息メッシュ、出没（目撃）メッシュ、被害メッシュ、捕獲メッシュ。被害と捕獲は出没メッシュに含めることができるが、この3つは二の次で、現時点で低密度にすべきは生息メッシュである。

江成委員： 目撃情報を丁寧に扱うと良いと思う。目撃情報がたくさん集まった地域では次にどんなアクションをするのか今のうちに決めておくべきだと思う。

東北農政局： 大西委員のおっしゃるとおり。岩手県ではニホンジカによる被害が多く、柵の整備も行っているが、現在ではいくら捕獲しても被害を防ぎきれず、手の施しようがない状況。特に、奥山の個体数管理は絶対に手放してはいけない。捕獲も相当力を入れ、年間2万5,000頭以上捕獲しているが、被害を減らせていない。農地周辺でいくら捕獲しても、水道の元栓（奥山）を閉めなければきりがない。

江成委員： くくりわなを安心して使用するために、麻酔銃捕獲をできる人材を県に配置する必要があると思う。福島県では市町村に1人は人材を配置している。山形県内では獣医師の方と鶴岡市の方の2名しかいないはず。また、麻酔の取扱いについても、麻薬施用者の資格が必要になるため、そこを踏まえた人材育成をすべきと強く思う。

事務局： そのような体制を現在検討中である。

江成委員： ニホンジカは人目のつかない高山でも増加する。10年後には月山や鳥海山でもニホンジカが生息しているのではと推測され、ニホンジカの個体数を減らすことで高山植物を守ることは困難と考えられる。

このため、動植物の域外保全について、保全方法も含めて検討しておくべきではないか。

事務局： 他県で事例はあるのか。

大西委員： 域外保全は分からないが、岩手県早池峰山でニホンジカによる高山植物の被害が

深刻になっている。岩手県立博物館がニホンジカについて参考になる取組みをしている。

横山部会長： 同じ山形県でも高山と平地では環境が異なるので、難しい問題である。

江成委員： まずは保全すべき種がどこに存在するのかりストップしておくことが重要になると思う。

横山部会長： 今回は策定方針案なので、これまでに出了意見を整理して素案の作成をお願いする。特に御質問がないようであれば、諮問があったとおり第2期山形県ニホンジカ管理計画の策定方針案については、まずは原案どおり答申ということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

横山部会長： それではそのようにさせていただきたいと思う。

(6) その他 特になし

議事録署名人

議長 横山 潤

議事録署名委員 江成 はるか

議事録署名委員 渡辺 理絵